相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高井戸東四丁目一一番、最後の住所東京都杉並区高井戸東四丁目一一番二九号　被相続人　亡　杉田　一憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

事務所札幌市中央区大通西一二丁目　あいおいニッセイ同和損保札幌大通ビル七階　谷口晃太朗法律事務所　相続財産管理人　弁護士　谷口晃太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市大字津田二一五三番地六六、最後の住所茨城県鹿嶋市大字棚木二七九〇番地一九　被相続人　亡　加藤　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

茨城県神栖市筒井一六五三番地二―一〇一　相続財産管理人　司法書士　鈴木　伸洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県行方市南高岡六五二番地八六、最後の住所茨城県行方市南高岡六五二番地一一八　被相続人　亡　長峰　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

茨城県神栖市筒井一六五三番地二―一〇一　相続財産管理人　司法書士　鈴木　伸洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鹿嶋市大字荒井三六二番地、最後の住所茨城県鹿嶋市大字荒井三六二番地四　被相続人　亡　北﨑　米男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

茨城県神栖市筒井一六五三番地二―一〇一　相続財産管理人　司法書士　鈴木　伸洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上高井郡小布施町大字山王島一五九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　久保　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

長野市大字南長野西後町六二四番地三　相続財産管理人　飯田　武寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御前崎市池新田三四〇九番地、最後の住所浜松市天竜区渡ケ島二一七番地の三天竜厚生会清風寮　被相続人　亡　髙塚　新一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

静岡県掛川市大坂四一八番地の二　大石悦治事務所　相続財産管理人　大石　悦治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県鹿本郡植木町大字滴水八一一番地、最後の住所名古屋市北区清水五丁目三一番一五号　被相続人　亡　宗　相子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

名古屋市西区樋の口町五番七号打田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　打田千恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市瑞穂区東栄町八丁目一〇番地一、最後の住所愛知県名古屋市昭和区南山町五番地南山の郷　被相続人　亡　岡本シマ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

事務所愛知県名古屋市中区丸の内一丁目九番七号パンケービル三階　たみ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　舟橋　民江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳　被相続人　亡　平岩　猶吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

事務所愛知県岡崎市戸崎新町一番地一　相続財産管理人　弁護士　齋藤文司郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市西区万代町二丁目五七番地、最後の住所愛知県名古屋市熱田区大宝一丁目一四番二の一〇三号白鳥パークハイツ日比野東　被相続人　亡　三輪　元子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一八の二五丸の内KSビル一四階城綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　加藤　幸英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市東富田町一六一五番地、最後の住所三重県四日市市東富田町二三番二七号　被相続人　亡　伊藤まき子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

三重県四日市市三栄町四番九号コーポタルトク一階　リベラ法律事務所　相続財産管理人　米田　義弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区聖護院蓮華蔵町五四番地の二、最後の住所京都市左京区聖護院蓮華蔵町八番地　被相続人　亡　青木　良雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

京都市中京区三条通新町西入ル釜座町二七　南部孝男法律事務所　相続財産管理人　弁護士　南部　孝男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区淡路町二丁目一二番地、最後の住所京都市伏見区淀際目町二四〇番地一　府営住宅淀際目団地四棟一〇九号　被相続人　亡　永島　静枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

京都府相楽郡精華町山田下川原三―六グランシャリオ山田川第二ビル二階　やまなみ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　橘　英樹

解散のお知らせ

当組合は、平成二十三年十一月二十日の諏訪2丁目住宅マンション建替事業の権利変換期日をもって解散いたしましたので、お知らせいたします。

この解散に対してご意見のある方は、書面によりご連絡下さい。

平成二十三年十一月二十四日

東京都多摩市諏訪二丁目十四番　諏訪2丁目住宅管理組合　代表清算人　加藤　輝雄